

野田市農業委員会総会会議録（第2回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年2月8日午後3時00分、野田市農業委員会総会を野田市役所8大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
4番 川辺茂	5番 筑井正
6番 古谷文夫	7番 齊藤和夫
8番 石塚正夫	9番 染谷美佐夫
10番 針ヶ谷久翁	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報について

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第7号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第8号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第9号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 染谷 隆徳

事務局長補佐 大塚 和彦

農地農政係長 間中 浩司

議長 ただいまから令和4年第2回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、3番、藤井愛子委員、病気のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第 1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

5 番 筑井 正 委員

7 番 齊藤 和夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 1 番についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、畑 3 筆で 5738 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、農地として活用するため、譲受人は、農業経営を開始するためとなっております。

譲受人は農地所有適格法人以外の法人ですが、農地法第 3 条第 3 項に規定されている解除条件付き貸借の許可要件の全てを満たしています。

また、農地法第 3 条第 2 項第 1 号、第 5 号、第 7 号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 1 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第 1 班より説明をお願いします。

針ヶ谷委員 今月は 1 班が担当で、2 月 3 日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第 1 号申請番号 1 番、2 番については石山高弘委員、議案第 1 号申請番号 3 番から 9 番、議案第 2 号申請番号 1 番から 3 番については川辺委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、申請番号 1 番について石山高弘委員から報告をお願いします。

石山（高）委員 申請番号 1 番について報告します。

申請地は、目吹字立山の畑 3 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で959平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営を縮小するため、譲受人は、農業経営を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 申請番号2番について報告します。

申請地は、今上字新道下の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で690平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号3番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字浅間久保の畑1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番から7番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番から7番についてご説明いたします。

1ページ、2ページをご覧ください。

譲受人は農地所有適格法人です。

申請地は、畑6筆で4622平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転及び賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号4番から7番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字鴻ノ巣の畑6筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号8番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で622平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年1月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号8番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字民部の田1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号9番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1009平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営を縮小するため、譲受人は、農業経営を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号9番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で644平方メートルの内373.52平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和4年1月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、転圧をして整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から3番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災

計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番、3番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番、3番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆で951平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和4年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号2番、3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、現況高に砕石にて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和32年以前からゴルフ場として利用し、現在に至っております。

昭和54年10月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和4年1月21日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「一般」の申請番号1番から32番についてご説明いたします。
6ページ、7ページをご覧ください。

野田市長より令和4年1月26日付けで、令和3年度第10次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、2年の賃借権設定が畑1筆で412平方メートル、3年の賃借権設定が畑7筆で5021平方メートル、5年の賃借権設定が畑9筆で8596平方メートル、10年の賃借権設定が田13筆で27004平方メートル、畑1筆で1100平方メートル、10年の使用貸借権設定が1筆で1808平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第5号「農用地利用配分計画について」の申請番号1番から16番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 「中間管理」の申請番号1番から16番についてご説明いたします。
8ページをご覧ください。

野田市長より令和4年1月26日付けで、令和3年度第10次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、5年の賃借権設定が畑14筆で10205平方メートル、10年の賃借権設定が田2筆で1007平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
次に議案第 5 号申請番号 1 番から 16 番についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

野田市長より令和 4 年 1 月 27 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

なお、申請番号 1 番から 14 番の借受者は新規に農業経営を始めるため、機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいております。

最初に申請番号 1 番から 5 番の申請人を入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 ○○と申します。

よろしくをお願いします。

私は今、野田市自然共生ファームの方で、約 3 年研修を受けております。

今年の 3 月いっぱい退職しまして独立ということで野菜の方を作っていきたいと思っております。

まず、営業計画の方ですが、ネギを中心に、あと洋野菜のピーツ、あと人参、人参の方は共生ファームの方で中心で作付けをしております、その 3 つを中心に、作付けをしていく計画をしております。

出荷についてですが市場出しをメインに考えておまして、あと直売などを有効に使っていただけたらと思っております。

機械の方ですが、今、機械の方はトラクター 15 馬力が 1 台と、23 馬力のトラクターが 1 台所有している形になっております。

あと古いですが耕運機 1 台が所有しております。

以上になります。

議長 何かご質問ありますか。

斉藤委員 ネギなんですけどネギの苗は、どういうふうにするのか。

申請人 ネギ苗の方は、今ビニールハウスですとか、育苗する施設がありませんので、ネギ苗の方は、JAさんの方で購入できればなと思っています。

斉藤委員 結構ネギ苗って高いそうですね。

初期投資とか資金がかかると聞いてます。

この売り先の問題絡んできますし、収穫は手でネギ皮むきですか。

申請人 皮むき機、エア切り機の方は、中古なりリースの方で、最初の年は考えております。

斉藤委員 野田はネギ多く作っているの、ちょっと競争厳しいだろうけど、ひとつ頑張っていたきたい。

石山（幹） 技術はどこで取得されましたか。

申請人 技術指導の方は研修を受けております。

共生ファームさんの方で、ネギ、人参、ピーズこの3点の研修を受けておりますので、作付け技術に関しては、まだこれからだと思っておりますが、知識としては勉強しております。

石山（幹） その他にも、いろんな指導機関あるんで、そういう所を利用して頑張ってください。

吉岡委員 新規就農ってということで、共生ファームでいろいろと勉強してこれから畑5,000平方メートル、ネギを栽培していくということで、機械とか揃っているのですか。

申請人 機械の方は今後、補助金ですとか有効に使わせていただいて、まず最初の年、翌年位はリースなり、貸出していただけたところを探しまして、収益をしっかりと作ることで、購入していかうと考えております。

今年は事業所の方で使用する機械の方をお借りできればと思ひまして交渉の方をしております。

吉岡委員 仮定のところもたくさんあって、希望満ちていると思うんですけど多々大変なことがありますね。

当然、生き物ですから私なんかも毎日そうですけども、大体初めから上手くいかないんですよ。

焦らず、ゆっくり計画を立てて頑張ってください。

事務局 ビーツという品目をおっしゃっていたんですが単価としては、どうなんですか。

申請人 単価としては、良い方だと思います。

事務局 販売先は、どのようなところに出荷を予定されていますか。

申請人 ビーツの方も市場出しを考えてるんですが、他の産地も少ない中で千葉県では多分、ほぼ出荷されていないかっただんですけど、今回、共生ファームの方でビーツの市場出ししようということで、今やり始めた段階で、結構単価としては良い方だと思います。

事務局 現在、共生ファームでビーツを市場出しているのですか。

申請人 はい、僕の方がちょっとやらせて欲しいということで、やり始めました。

石山（高） 私もネギ栽培やっていたんですが、やめてしまったので、「うね立て機」もしご希望であれば、譲ります。

申請人 ぜひよろしくお願いします。

ありがとうございます。

議長 何かご質問ありますか。

他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

次に申請番号 6 番から 14 番の申請人を入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 土地は、知り合いが紹介してくれた木間ヶ瀬でやろうと思っています。

共生ファームの就農支援で研修したネギ、キャベツ、野田の名産の枝豆を中心にやっっていこうと思います。

5年後の所得250万円を目標にしています。

売り先は、直売や市場です。

管理機は持っていますけど、トラクターや播種機など、土地の所有している方に、貸してもらえます。

農作業は、休日に主人と、何年か先は子供にも手伝ってもらおうかなと思っています。

義理の親には出荷も手伝ってもらおうと思っています。

共生ファームの就農支援で研修して、基礎を覚えてもらったので、それを生かして頑張っていこうと思います。

筑井委員 農業を選んだきっかけとかですね、或いは、魅力とか、これから新規就農の方のために我々も知っておきたいと、その辺お聞かせ願えればと思います。

申請人 家庭菜園をやっています、その延長上で考えました。

筑井委員 ということは家庭菜園やってたら土いじりが好きになって、どうせだったら大きくやろうということですか。

申請人 はい。

宇佐見委員 はっきり概略掴めなかったんですけど例えば、キャベツだったら大体どの位の面積をやって、どういう形で作るのか。

キャベツを作るんでも、今はほとんど機械でやると、そうすると結構、機械の値段しますよね。設備投資もそれなりにかかってくると思うんですけど。

そういうちょっと資金面でちょっと無理があるのかなって感じもしなくもないですが、そういうその資金の調達とか、どのようにお考えですか。

申請人 トラクターは、土地の所有している方に貸してもらえたりするので、それで播種機とかも借りたりできるので、それでやっていきたいなと思っています。

宇佐見委員 面積大体どのくらい耕作するのですか。

申請人 ネギで2反から始めて、枝豆とキャベツで1.5反位ずつやって、5年後には7反まで増やせたらと思っています。

宇佐見委員 生活の方、大変だと思いますが頑張ってください。

吉岡委員 先程の方もそうなんですけど、ネギだとか、人参だとか、キャベツとか何種類か栽培するということなんですけども、こっちが駄目だったらこっちも駄目になってしまうので1つに

絞って、ある程度もう 250 万円の収入見込んでるんだったら、3 つで収入 250 万円じゃなくて、ネギならネギ 1 本でそれを目標に頑張ってる間に他の作物を、やってもいいと思う。

やはり主観や構想をしっかりとやらないと、結局駄目になってしまう新規就農者の方が多いと思います。

頑張ってください。

石山（幹） 木間ヶ瀬でやるということで、木間ヶ瀬には農業青年部と 4H クラブってのがあります。

良い仲間がいるので情報を共有しながらやっていけばいいと思います。

申請人 はい。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号の「中間管理」及び議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 9 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の 1 ページ、2 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、2 件受理しております。

次に 3 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2 件

受理しております。

次に4ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、16件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に10ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、2件提出がありました

次に11ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報についてですが、令和3年1月から12月までの農地の賃借料を集計しましたので、農地法第52条の規定に基づきホームページ及び農業委員会だよりに掲載し、情報提供を行います。

次に12ページをご覧ください。

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第7号 農用地利用集積計画の中途解約は、3件提出がありました。

次に14ページをご覧ください。

報告第8号 農用地利用配分計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第9号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が1件ありました。

以上です。

議長 報告第9号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますので、委員が現地調査を行っております。

番号1番について調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 番号1番について報告します。

去る12月1日に私と石塚農業委員、中島推進委員、事務局の事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、倉庫が建っており、宅地として利用されていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 3 時 46 分)